

◎佐賀県条例第30号

佐賀県森林環境税条例の一部を改正する条例

佐賀県森林環境税条例（平成19年佐賀県条例第61号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後		
<p>（個人の県民税の均等割の税率の特例）</p> <p>第2条 平成20年度から<u>平成29年度</u>までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第35条の規定にかかわらず、同条に定める額に500円を加算した額とする。</p> <p>（法人の県民税の均等割の税率の特例）</p> <p>第3条 平成20年4月1日から<u>平成30年3月31日</u>までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は地方税法（昭和25年法律第226号）第52条第2項第4号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第41条第1項の規定にかかわらず、同項に定める額に、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額を加算した額とする。</p> <table border="1" data-bbox="248 903 1095 943"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>2 略</p>	略	<p>（個人の県民税の均等割の税率の特例）</p> <p>第2条 平成20年度から<u>平成34年度</u>までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第35条の規定にかかわらず、同条に定める額に500円を加算した額とする。</p> <p>（法人の県民税の均等割の税率の特例）</p> <p>第3条 平成20年4月1日から<u>平成35年3月31日</u>までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は地方税法（昭和25年法律第226号）第52条第2項第4号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第41条第1項の規定にかかわらず、同項に定める額に、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額を加算した額とする。</p> <table border="1" data-bbox="1176 903 2022 943"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>2 略</p>	略
略			
略			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。